改正前

# 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

#### 第1条(約款の趣旨)

この約款は、お客様(第2条<u>第7項</u>に規定する個人のお客様に限ります。)が租税特別措置法(以下「法」といいます。)第9条の8に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および法第37条の14に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税の特例(以下「特例」といいます。)の適用を受けるため、当組合に開設する非課税口座にかかる非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約および特定非課税累積投資契約(法第37条の14第5項第2号、第4号および第6号に規定されるものをいいます。以下同じ。)について、法第37条の14第5項第2号、第4号および第6号に定める要件および当組合との権利義務関係を明確にするためのものです。

- 2 お客様が当組合で、この約款に基づき、法第 37 条の 14 第 5 項<u>第 6 号</u>に規定する「<u>特定非課税累積投資契</u> <u>約</u>」を締結されるには、それとは別に当組合との間で「投資信託累積投資規定」「「JAの投信つみたてサービス」取扱規定」に基づく契約を締結いただくことが必要です。
- 3 (省略)

# 第2条(非課税口座開設届出書等の提出)

お客様が特例の適用を受けるため、当組合に非課税口座の開設を申し込む際には、法第37条の14第5項の規定に基づき、非課税口座開設届出書(<u>(削除)</u>勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。)に必要事項を記載のうえ、署名押印し、当組合に提出するものとします。

- 2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に特定累積投資勘定 (この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、法第 37 条の 14 第 5 項第 7 号の規定に基づき、2024 年以後の各年 (削除) に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。) ならびに特定非課税管理勘定 (この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、法第 37 条の 14 第 5 項第 8 号の規定に基づき、2024 年以後の各年 (削除) に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。) が設けられている場合において、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当組合に非課税口座を開設しようとする場合には、当組合所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書(法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定するものをいいます。以下同じ。) を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出するものとします。
- 2の2 前項のお客様が既に当組合に非課税口座を開設されており、当該口座に特定累積投資勘定および特定非 課税管理勘定を設定しようとする場合には、前項に定める期限内に、勘定廃止通知書および当組合所定の依頼 書を当組合に提出してください。
- 3 前三項にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当組合に非課税口座を再開設しようとする場合には、当組合所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書(法第37条の14第5項第10号に規定するものをいいます。以下同じ。)を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出するものとします。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受理することができません。
- 4 (省略)
- 5 第1項の非課税口座開設届出書<mark>が提出され、</mark>当組合が申込みを承諾した場合には、その提出された日において非課税口座が開設されます。

# 非課税上場株式等管理および非課税累積投資(追加)に関する約款

# 第1条(約款の趣旨)

この約款は、お客様(第2条<u>第11項</u>に規定する個人のお客様に限ります。)が租税特別措置法(以下「法」といいます。)第9条の8に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および法第37条の14に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税の特例(以下「特例」といいます。)の適用を受けるため、当組合に開設する非課税口座にかかる非課税上場株式等管理契約<u>および</u>非課税累積投資契約<u>(追加)</u>(法第37条の14第5項第2号<u>および</u>第4号<u>(追加)</u>に規定されるものをいいます。以下同じ。)について、法第37条の14第5項第2号<u>および</u>第4号<u>(追加)</u>に定める要件および当組合との権利義務関係を明確にするためのものです。

- 2 お客様が当組合で、この約款に基づき、法第37条の14第5項<mark>第4号</mark>に規定する「<u>非課税累積投資契約</u>」を 締結されるには、それとは別に当組合との間で「投資信託累積投資規定」「「JAの投信つみたてサービス」取 扱規定」に基づく契約を締結いただくことが必要です。
- 3 (省略)

# 第2条(非課税口座開設届出書等の提出)

お客様が特例の適用を受けるため、当組合に非課税口座の開設を申し込む際には、法第 37 条の 14 第 5 項の 規定に基づき、非課税口座開設届出書(非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添 付されたものを除きます。)に必要事項を記載のうえ、署名押印し、当組合に提出するものとします。

- 2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に<mark>非課税管理勘定</mark>(この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014 年から 2023 年までの各年 (累積投資勘定が設けられる年を除きます。) に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。)または累積投資勘定(この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018 年から 2023 年までの各年 (非課税管理勘定が設けられる年を除きます。) に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。)が設けられている場合において、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当組合に非課税口座を開設しようとする場合には、当組合所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書(法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定するものをいいます。以下同じ。)を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年 10 月 1 日から開設しようとする年の 9 月 30 日までに提出するものとします。
- 2の2 前項のお客様が既に当組合に非課税口座を開設されており、当該口座に非課税管理勘定または累積投資 <u>勘定のみ</u>を設定しようとする場合には、前項に定める期限内に、勘定廃止通知書および当組合所定の依頼書を 当組合に提出してください。
- 3 前三項にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当組合に非課税口座を再開設しようとする場合には、当組合所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書(法第37条の14第5項第10号に規定するものをいいます。以下同じ。)を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出するものとします。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受理することができません。
- 4 (省略)
- 5 第1項の非課税口座開設届出書<u>が、提出され、</u>当組合が申込みを承諾した場合には、その提出された日において非課税口座が開設されます。

- 6 (省略)
- 7 (削除)

<u>非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満18歳以上である</u>居住者のお客様に限ります。

- 8 当組合に既に非課税口座を開設しているお客様は、非課税口座開設届出書を当組合に提出することはできません。(削除)
- 9 非課税口座を当組合以外の他の金融商品取引業者等に開設し、または開設していたお客様は、非課税口座開設届出書((削除)廃止通知書が添付されたものを除きます。)を当組合に提出することはできません。

# 10 (省略)

# (削除)

11 2023 年 12 月 31 日においてお客様が当組合に非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同年分の非課税管理勘定または累積投資勘定を設定している場合には、当組合は、お客様が 2024 年 1 月 1 日において、当組合と法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号ハに定める特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、同日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定します。ただし、同日において当組合に、第 6 条に定める非課税口座廃止届出書の提出をしたお客様は除かれます。

#### 第2条の2(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)

お客様が当組合に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当組合において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当組合において速やかに特定口座への移管を行うことといたします(税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客様に限ります。)。 ただし、この場合でもつみたて投資枠における「農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね」の取引に関しては、上記によらず、開設のときから一般口座での取引のままとして取り扱わせていただきます。

#### 第3条(特定累積投資勘定の設定)

お客様が特例の適用を受けるための特定累積投資勘定は、2024年以後の各年において設けられます。

- 2 当組合に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当組合の非課税口座に当該年分の特定累積投資勘定を設けようとする場合には、当該年分の特定累積投資勘定が設けられる前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当組合に廃止通知書を提出するものとします。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。
- 3 すでに当組合に非課税口座を開設しているお客様<u>(当該お客様が、他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座にその年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられていた場合、またはその年分の翌年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられることになっている場合を除く。)</u>が、新たに特定累積投資勘定を当組合に設けようとする場合には、第6条に定める「非課税口座廃止届出書」を提出して、すでに開設している非課税口座を廃止したうえで、あらためて第2条第1項に定める「非課税口座開設届

# 改正前

- 6 (省略)
- 7 <u>すでに当組合に非課税口座を開設しているお客様が新たに非課税管理勘定または累積投資勘定(第2項に定めるものをいいます。)を設定しようとする場合には、当組合の定める一定の書類を提出するものとします。</u> (追加)
- 8 当組合に既に非課税口座を開設しているお客様は、非課税口座開設届出書を当組合に提出することはできません。<u>ただし、当組合に既に非課税口座を開設しているお客様で、2021 年 4 月 1 日において 2017 年分の非課税管理勘定を当組合に設定しているが、同日前に当組合に個人番号の告知を行っていないお客様が、2021 年 12 月 31 日までに「非課税口座開設届出書」を当組合に提出される場合は、この限りではありません。</u>
- 9 非課税口座を当組合以外の他の金融商品取引業者等に開設し、または開設していたお客様は、非課税口座開設届出書(<u>非課税適用確認書または</u>廃止通知書が添付されたものを除きます。)を当組合に提出することはできません。
- 10 (省略)
- 11 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満 18 歳以上である 居住者のお客様に限ります。
- 12 2023 年 12 月 31 日においてお客様が当組合に非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同年分の非課税管理勘定または累積投資勘定を設定している場合には、当組合は、お客様が 2024 年 1 月 1 日において、当組合と<u>租税特別措置法</u>第 37 条の 14 第 5 項第 1 号ハに定める特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、同日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定します。ただし、同日において当組合に、第 6 条に定める非課税口座廃止届出書の提出をしたお客様は除かれます。

#### 第2条の2(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)

お客様が当組合に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当組合において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当組合において速やかに特定口座への移管を行うことといたします(税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客様に限ります。)。(追加)

#### 第3条(非課税管理勘定の設定)

お客様が特例の適用を受けるための<u>非課税管理勘定は、非課税適用確認書、廃止通知書、非課税口座簡易開設届出書または非課税口座開設届出書に記載の非課税管理勘定にかかる勘定設定期間内の各年においてのみ</u>設けられます。

- 2 当組合に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当組合の非課税口座に当該年分の非課税管理勘定を設けようとする場合には、当該年分の非課税管理勘定が設けられる前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当組合に廃止通知書を提出するものとします。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受理することができません。
- 3 すでに当組合に非課税口座を開設しているお客様<u>(追加)</u>が、<u>新たな勘定設定期間にかかる非課税管理勘定</u> <u>も</u>当組合に設けようとする場合には、第6条に定める「非課税口座廃止届出書」を提出して、すでに開設して いる非課税口座を廃止したうえで、あらためて第2条第1項に定める「非課税口座開設届出書」その他当組合 の定める一定の書類を当組合に提出するものとします。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用し ます。ただし、第2条第8項ただし書きの規定に該当する場合は、この限りではありません。

出書」その他当組合の定める一定の書類を当組合に提出するものとします。この場合、第2条第1項および第4項の規定を準用します。(削除)

4 <u>特定累積投資勘定は、2024 年以後</u>の各年の1月1日(非課税口座開設届出書(<u>(削除)</u>廃止通知書が添付されたものを除きます。)が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当組合にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)に設けられます。

# 第3条の2 (特定非課税管理勘定の設定)

<u>非課税口座にかかる非課税の</u>特例の適用を受けるための<u>特定非課税管理勘定は、第3条の特定累積投資勘</u> <u>定と同時に</u>設けられます。

(削除)

# 第4条(非課税管理勘定、 累積投資勘定、 特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理) $1\sim 2$ (省略)

3 特定非課税累積投資契約に基づいた非課税口座内の株式投資信託の振替口座簿への記載もしくは記録は、非 課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。

#### 第5条(金融商品取引業者等変更届出書の提出および特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定の廃止)

お客様が当組合に開設されている非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当組合に金融商品取引業者等変更届出書(法第37条の14第13項に規定するものをいいます。以下同じ。)を提出するものとします。この場合、当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに株式投資信託の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。

- 2 前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が当組合にすでに設けられているときは、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理したときに廃止されます。
- 3 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年(同日の属する勘定設定期間内の各年に限ります。)においては、第3条第1項または第3条の2第1項の規定にかかわらず、当組合に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定、累積投資勘定、または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定
  は設けられません。ただし、第3条第2項(削除)の規定による場合は、この限りではありません。
- 4 (省略)

# 改正前

#### 第3条の2 (累積投資勘定の設定)

<u>お客様が</u>特例の適用を受けるための<u>累積投資勘定は、非課税適用確認書、廃止通知書または非課税口座開設届出書に記載の累積投資勘定にかかる勘定設定期間内の各年においてのみ</u>設けられます。

- 2 前条第2項の規定は、当組合に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の非課税管理勘定または累積 投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けら れていた場合において、当組合の非課税口座に当該年分の累積投資勘定を設けようとする場合に準用しま す。
- 3 前条第3項の規定は、すでに当組合に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定期間にかかる累 積投資勘定を当組合に設けようとする場合に、準用します。
- 4 累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書(非課税適用確認書または 廃止通知書が添付されたものを除きます。)が年の中途において提出された場合における当該提出された日の 属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、税務署から当 組合にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日 (累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

#### 第4条(非課税管理勘定または累積投資勘定(追加)における処理)

 $1 \sim 2$  (省略)

(追加)

# 第5条(金融商品取引業者等変更届出書の提出および非課税管理勘定または累積投資勘定の廃止)

お客様が当組合に開設されている非課税口座に設けられるべき<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>が設けられる日の属する年の前年 10 月 1 日からその年の 9 月 30 日までの間に、当組合に金融商品取引業者等変更届出書(法第 37 条の 14 第 13 項に規定するものをいいます。以下同じ。)を提出するものとします。この場合、当該<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>にすでに株式投資信託の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。

- 2 前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が当組合にすでに設けられているときは、当該非課税管理勘定または累積投資勘定は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理したときに廃止されます。
- 3 第1項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年(同日の属する勘定設定期間内の各年に限ります。)においては、第3条第1項または第3条の2第1項の規定にかかわらず、当組合に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定<u>(追加)</u>は設けられません。ただし、第3条第2項および第3条の2第2項の規定による場合は、この限りではありません。
- 4 (省略)

#### 第6条(非課税口座廃止届出書の提出)

1~2 (省略)

3 第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられているとき、または10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられることとされているときは、当組合はお客様に対し、非課税口座廃止通知書を交付します。

# 第7条(特定累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の範囲)

当組合は、お客様の非課税口座に設けられる特定累積投資勘定には、お客様が当組合と締結した累積投資契約(当組合の「投資信託累積投資規定」、「「JAの投信つみたてサービス」取扱規定」に基づく契約をいいます。以下同じ。)に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託(累積投資上場株式等に限り、以下、これを「特定累積投資上場株式等」といいます。)のみを受け入れます。

① 第3条第4項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額(購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの。ただし、当該特定累積投資上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている、買付の委託等により取得した株式投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額(特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている株式投資信託の購入の代価の額等をいいます。)の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該特定累積投資上場株式等を除きます。

# (削除)

- ② 当該特定累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合にかかる株式投資信託の特定累積投資勘定への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。
- 2 前項の規定に基づき、特定累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の取引については、販売および解約にかかる手数料、ならびに、取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいておりません。
- 3 お客様が当組合において、特定非課税累積投資契約に基づき特定累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託にかかる投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第37条の14または施行令第25条の13第15項の要件を満たさなくなり、または平成29年内閣府告示第540号第5条に規定する対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当組合の「投資信託累積投資規定」「「JAの投信つみたてサービス」取扱規定」によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該株式投資信託については、当該告示第5条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。

# 第7条の2 (特定非課税管理勘定に受け入れる株式投資信託の範囲)

当組合は、お客様の非課税口座に設けられる<u>特定非課税管理勘定には、次の各号に定める株式投資信託</u>のみを受け入れます。

# 改正前

# 第6条(非課税口座廃止届出書の提出)

 $1 \sim 2$  (省略)

3 第1項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1月1日から9月30日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられているとき、または10月1日から12月31日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとされているときは、当組合はお客様に対し、非課税口座廃止通知書を交付します。

#### 第7条(非課税管理勘定に受け入れる株式投資信託の範囲)

当組合は、お客様の非課税口座に設けられる非課税管理勘定には、次の各号に定める株式投資信託(当該非課税口座が開設されている当組合の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした株式投資信託で、①、②に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

- ① 次に掲げる上場株式等で、第3条第4項の規定に基づき当該非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額(イの場合、購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額、ロの移管により受け入れる株式投資信託についてはその移管にかかる払出し時の金額をいいます。第12条第2項において同じ。)の合計額が120万円(②により受け入れた株式投資信託がある場合には、当該株式投資信託の移管にかかる払出し時の金額を控除した金額)を超えないものイ お客様が、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当組合で募集の取扱いにより取得した株式投資信託で、その取得後直ちに非課税管理勘定に受け入れるもの
  - 四 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けたお客様の非課税口座にかかる他の年分の非課税 管理勘定をいいます。)から、施行令第 25 条の 13 第 10 項各号の規定に基づき移管がされる株式投資信 託(②に掲げるものを除きます。)
- ② 施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託
- ③ 当該<u>非課税管理勘定</u>で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合にかかる株式投資信託の<u>非課税管理勘定</u>への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。

#### (追加)

#### 第7条の2(累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の範囲)

当組合は、お客様の非課税口座に設けられる<u>累積投資勘定には、お客様が当組合と締結した累積投資契約</u>(当組合の「投資信託累積投資規定」「「JAの投信つみたてサービス」取扱規定」に基づく契約をいいます。以下同じ。)に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託(法第37条の14第1項第2号イおよび口に掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託にかかる委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、か

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
|-----|-----|

- ① 第3条の2に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当組合が行う有価証券の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした株式投資信託で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた株式投資信託の取得対価の額(購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの。ただし、当該株式投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときを除きます。
  - イ 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額 (特定非課税管理勘定に前年に受け入れている株式投資 信託の購入の代価の額等をいいます。)の合計額が 1,200 万円を超える場合
- □ 当該期間内の取得対価の額の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている、買付の委託 等により取得した特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計 額が 1,800 万円を超える場合

(削除)

- ② 当該<u>特定非課税管理勘定</u>で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合にかかる株式投資信託の<u>特定非課税管理勘定</u>への<u>受入れ</u>を、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの
- 2 特定非課税管理勘定には、次のいずれかに該当するものを受け入れることができません。
- ① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第 16 項に規定する金融商品取引所の定める規則 に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの
- ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同法第67条第1項に規定する規約(外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類)または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資(施行令第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの
- ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの
- イ 信託契約期間を定めないことまたは20年以上の信託契約期間が定められていること
- <u>ロ 収益の分配は、1か月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること</u>

(削除)

- つ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの(以下、「累積投資上場株式等」といいます。)に限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした株式投資信託で、①に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。
- ① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け 入れた株式投資信託の取得対価の額(購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。) の合計額が40万円(②に掲げる累積投資上場株式等がある場合には、当該累積投資上場株式等の取得に要 した金額として施行令第25条の13第22項で定める金額を控除した金額)を超えないもの

- ② 施行令第25条の13第23項により読み替えて準用する同条第10項第1号の規定に基づき、他年分特定累積投資勘定(当該累積投資勘定を設けた口座に係る他の年分の特定累積投資勘定をいいます。)から当該他年分特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる累積投資勘定に移管がされる上場株式等
- ③ 当該<mark>累積投資勘定</mark>で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合にかかる株式投資信託の<u>累積投資勘定</u>への<u>受け入れ</u>を、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの
- 2 前項の規定に基づき、つみたてNISAにより累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の取引については、 販売および解約にかかる手数料、並びに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいておりませ ん。

3 お客様が当組合において、非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託にかかる投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第 37 条の 14 または施行令第 25 条の 13 第 15 項の要件を満たさなくなり、または平成 29 年内閣府告示第 540 号第 5 条に規定する対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当組合の「投資信託累積投資規定」「「JAの投信つみたてサービス」取扱規定」によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該株式投資信託については、当該告示第 5 条第 1 項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。

#### 第8条 (譲渡の方法)

お客様は、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座 簿への記載または記録がされている株式投資信託の譲渡については、当組合に対して譲渡する方法(買取請 求)または当該譲渡にかかる金銭の交付が当組合の本支店を経由して行われる方法(解約請求)により行うも のとします。

#### 第9条(非課税管理勘定終了時の取扱い)

(省略)

- 2 前項にかかわらず、(削除)第6条第2項(削除)の規定により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該 2 前項にかかわらず、第5条第2項もしくは第6条第2項または施行令第25条の13の2第3項の規定により 規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。
- 3 第1項の終了時点で、非課税管理勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に 定めるところにより取り扱うものとします。

①~② (省略)

#### 第9条の2 (累積投資勘定終了時の取扱い)

(省略)

- 2 前項の規定にかかわらず、(削除)第6条第2項(削除)の規定により累積投資勘定が廃止された場合は、 当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。
- めるところにより取扱うものとします。

①~② (省略)

# 第9条の3 (特定累積投資勘定終了時の取扱い)

この約款に基づき設定した特定累積投資勘定は、第5条第2項または第6条第2項の規定により特定累積投 資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に終了します。

- 2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に 定めるところにより取扱うものとします。
- ① お客様から当組合に対して施行令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管

ただし、この場合でも特定累積投資勘定における「農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね」 に関しては、上記によらず、一般口座への移管となります。

② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

#### 第9条の4 (特定非課税管理勘定終了時の取扱い)

この約款に基づき設定した特定非課税管理勘定は、第5条第2項または第6条第2項の規定により特定非課 税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に終了します。

- 2 前項の終了時点で、特定非課税管理勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号 に定めるところにより取扱うものとします。
- ① お客様から当組合に対して施行令第25条の10の2第14項第27号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管
- ② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

# 第10条(累積投資勘定または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設定した場合の所在地確認)

当組合は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設 届出書」(「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に かかる「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に

# 改正前

#### 第8条 (譲渡の方法)

お客様は、非課税管理勘定または累積投資勘定(追加)において振替口座簿への記載または記録がされてい る株式投資信託の譲渡については、当組合に対して譲渡する方法(買取請求)または当該譲渡にかかる金銭の 交付が当組合の本支店を経由して行われる方法(解約請求)により行うものとします。

### 第9条(非課税管理勘定終了時の取扱い)

(省略)

- 非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理勘定は廃止されます。
- 3 前二項の終了時点で、非課税管理勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に 定めるところにより取り扱うものとします。

①~② (省略)

# 第9条の2 (累積投資勘定終了時の取扱い)

(省略)

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項もしくは第6条第2項または施行令第25条の13の2第3項の規定 により累積投資勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該累積投資勘定は廃止されます。
- 3 <mark>第1項</mark>の終了時点で、累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定|3 <mark>前二項</mark>の終了時点で、累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定 めるところにより取扱うものとします。

①~② (省略)

(追加)

#### (追加)

#### 第 10 条 (累積投資勘定 (追加) を設定した場合の所在地確認)

当組合は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設 届出書」(「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に かかる「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に

記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定<u>または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定</u>を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。)から 1 年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

- ① 当組合がお客様から<u>住民票の写しその他</u>租税特別措置法施行規則第 18 条の <u>15 の 3 第 6 項</u>に規定する住所等確認書類の提示またはお客様の<u>同条第 7 項</u>に規定する<u>署名用電子証明書等</u>の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または<u>署名用電子証明書等</u>に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所
- ② (省略)
- 2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合 (第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客 様の非課税口座にかかる特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定に株式投資信託の受入れを行うことは できなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認でき た場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた 場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

# (削除)

#### 第 11 条 (非課税口座内の株式投資信託にかかる配当所得および譲渡所得等の非課税等)

#### 1~3 (省略)

- 4 お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定に受け入れた株式投資信託にかかる第1項および第2項 の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの 間」を「当該特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日以後の期間」と読み替えるものとしま す。
- 5 お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託にかかる第1項および第2項の適用については、「当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの間」を「当該特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日以後の期間」と読み替えるものとします。
- 6 非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託の 譲渡による収入金額が当該株式投資信託の所得税法第 33 条第3項に規定する取得費およびその譲渡に要した 費用の額の合計額またはその譲渡にかかる必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に関する法 令の規定の適用については、ないものとみなされます。

#### 第12条(非課税口座での取引である旨の申し出)

お客様が特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当組合での募集

# 改正前

記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定<u>(追加)</u>を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。)から 1 年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

- ① 当組合がお客様から<u>(追加)</u>租税特別措置法施行規則第 18 条の<u>12 第 4 項</u>に規定する住所等確認書類の提示またはお客様の<u>施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号</u>に規定する<u>特定署名用電子証明書等</u>の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または<u>特定署名用電子証明書</u>等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所
- ② (省略)
- 2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合 (第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様 の非課税口座にかかる <u>累積投資勘定</u>に株式投資信託の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以 後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所ま たは個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日 以後は、この限りではありません。

#### 第10条の2(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)

お客様が当組合に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更 しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当組合に対して「非課税口座異動届出書」(施 行令第 25 条の 13 の 2 第 2 項に規定されるものをいいます。以下本条において同じ。)を提出していただく必 要があります。

2 お客様が当組合に開設した非課税口座に設けられた、その年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当 組合が別に定める期限までに、当組合に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります (ただし、当該非課税口座異動届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定 に株式投資信託の受入れが行われていた場合には、当組合は当該非課税口座異動届出書を受理することができ ません)。

#### 第 11 条 (非課税口座内の株式投資信託にかかる配当所得および譲渡所得等の非課税等)

1~3 (省略)

(追加)

#### (追加)

4 非課税管理勘定<u>および</u>累積投資勘定<u>(追加)</u>に受け入れた株式投資信託の譲渡による収入金額が当該株式投資信託の所得税法第33条第3項に規定する取得費およびその譲渡に要した費用の額の合計額またはその譲渡にかかる必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなされます。

# 第12条(非課税口座での取引である旨の申し出)

お客様が非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当組合での募集の取

の取扱いにより、第7条の2第1項第1号の定めに基づき取得した株式投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得にかかる申込み等を行う際に、また、累積投資契約により特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合、または累積投資契約により第7条第1項第1号の定めに基づき特定累積投資勘定に受け入れようとする場合は、当該累積投資契約締結の際に、当組合に対して非課税口座での取引である旨を申し出てください。当該申し出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れます。また、特定非課税累積投資契約に基づき、株式投資信託を特定累積投資勘定に受け入れようとする場合には、第2項の場合を除いて、特定口座および一般口座に受け入れることはできません。なお、特定累積投資勘定に受け入れようとする場合の累積投資契約においては、当該各年の特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下「受入期間」といいます。)に取得することとなる株式投資信託の購入の代価が、120万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。

2 前項の規定により、当該<u>特定非課税管理勘定</u>で受け入れようとする場合において、受け入れようとする株式 投資信託の取得対価の額の合計額が <u>240 万円</u>を超える場合には、当該 <u>240 万円</u>を超える部分の株式投資信託に ついて、特定口座または一般口座に受け入れます。

また、当該特定累積投資勘定で受け入れようとする場合(「農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね」(以下本条において「当該ファンド」といいます。)を除く。)において、分配金再投資その他(分配金再投資は、当該年分および過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金に限ります。)による株式投資信託の取得により、受入期間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額の合計額が 120 万円を超える場合は、当該 120 万円を超える部分の株式投資信託については、特定口座または一般口座に受け入れます。

- 3 前項の規定については、当組合が適当と認める所定の手続きによって非課税口座または特定口座または一般 口座に受け入れます。
- 4 お客様が非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有されている場合には、非課税口座での取引である旨を申し出てください。

<u>また、お客様が非課税口座で保有されている当該ファンドを譲渡される場合には、特定累積投資勘定に保有</u>する当該ファンドの取引か、特定非課税管理勘定に保有する当該ファンドの取引かを申し出てください。

なお、お客様が当組合の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合において、当該株式投資信託と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定<u>または累積投資勘定</u>に受け入れられている場合<u>、</u>または複数の<u>特定累積投資勘定もしくは複数の特定非課税管理勘定</u>に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡することとします。

#### 第13条(非課税口座内の株式投資信託の払出しに関する通知)

お客様が、法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から株式投資信託の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、(削除)特定口座への移管にかかるものを除きます。)をした場合には、その事由が生じた日の価額に基づく価額で譲渡があったものとされ、その価額をもって払出しがあった株式投資信託を同数量新たに取得したものとみなされます。この場合、当組合は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった株式投資信託を取得した者)に対し、当該価額および数量、払出しの事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

#### 第14条(非課税口座年間取引報告書の送付)

当組合は、法第 37 条の 14  $\frac{$ 第 34 項</u>および施行令第 25 条の 13 の 7 の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出します。

# 改正前

扱いにより、第7条第1号の定めに基づき取得した株式投資信託を当該非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得にかかる申込み等を行う際に、(追加) 当組合に対して非課税口座での取引である旨を申し出てください。当該申し出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れます。また、非課税累積投資契約に基づき、株式投資信託を累積投資勘定に受け入れようとする場合には、第2項の場合を除いて、特定口座および一般口座に受け入れることはできません。なお、非課税累積投資契約においては、当該各年の累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下「受入期間」といいます。)に取得することとなる株式投資信託の購入の代価が、40万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。

2 前項の規定により、当該<u>非課税管理勘定</u>で受け入れようとする場合において、受け入れようとする株式投資信託の取得対価の額の合計額が <u>120 万円</u>を超える場合には、当該 <u>120 万円</u>を超える部分の株式投資信託について、<u>非課税累積投資契約に基づき累積投資勘定で受け入れようとする場合</u>において、分配金再投資その他(分配金再投資は、当該年分および過去の年分の<u>累積投資勘定</u>で保有する投資信託の分配金に限ります。)による株式投資信託の取得により、受入期間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額の合計額が <u>40 万円</u>を超える場合は、当該 40 万円を超える部分の株式投資信託については、特定口座または一般口座に受け入れます。

#### (追加)

3 お客様が非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有されている場合には、非課税口座での取引である旨を申し出てください。

# (追加)

なお、お客様が当組合の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合において、当該株式投資信託と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定<u>(追加)</u>に受け入れられている場合<u>(追加)</u>または複数の<u>累積投</u>資勘定に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡します。

#### 第13条(非課税口座内の株式投資信託の払出しに関する通知)

お客様が、法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定<u>または</u>累積投資勘定<u>(追加)</u>から株式投資信託の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、<u>第7条第1号ロおよび第2号に</u>規定する移管にかかるもの、第7条第3号または第7条の2第1項第2号によるものおよび特定口座への移管にかかるものを除きます。)をした場合には、その事由が生じた日の価額に基づく価額で譲渡があったものとされ、その価額をもって払出しがあった株式投資信託を同数量新たに取得したものとみなされます。この場合、当組合は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった株式投資信託を取得した者)に対し、当該価額および数量、払出しの事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

#### 第14条(非課税口座年間取引報告書の送付)

当組合は、法第 37 条の 14 <mark>第 31 項</mark>および施行令第 25 条の 13 の 7 の定めるところにより非課税口座年間 取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出します。

# 第15条(届出事項の変更)

「非課税口座開設届出書」の提出後に、当組合に届出した氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書(施行令第 25 条の 13 の2第1項に規定されるものをいいます。)により当組合に届け出るものとします。また、その変更が氏名または住所にかかるものであるときは、お客様は「個人番号カード」等および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示し、確認を受けるものとします。

# 2~3 (省略)

4 非課税口座開設者が死亡した場合は、施行令第25条の13の5の規定により、「非課税口座開設者死亡届出書」を提出するものとします。

#### 第16条(契約の解除)

この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に解除され、お客様の非課 税口座は廃止されるものとします。

- ① お客様が当組合に対して、第6条第1項に規定する非課税口座廃止届出書を提出したとき 当該提出日 (削除)
- ② (省略)
- ③ お客様が当組合に対して、法第37条の14第22項第2号に定める出国届出書を提出したとき出国の日(削除)
- ④ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(削除)
- ⑤ 施行令第25条の13の5に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日<u>(削除)</u>
- ⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき 当組合が定める日 (削除) (削除)

# 第17条 (省略)

以上

**め** エ

(2024年1月1日現在)

# 改正前

#### 第15条(届出事項の変更)

非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書、非課税口座簡易開設届出書または非課税口座開設 届出書の提出後に、当組合に届出した氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書(施行令第 25 条の 13 の 2 第 1 項に規定されるものをいいます。)により当組合に届け出るものとします。また、その変更が氏名または住所にかかるものであるときは、お客様は(追加)住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示し、確認を受けるものとします。

#### 2~3 (省略)

4 非課税口座開設者が死亡した場合は、施行令第25条の13の5の規定により、「非課税口座開設者死亡届出書」を提出していただきます。

#### 第16条(契約の解除)

この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。

- ① お客様が当組合に対して、第6条第1項に規定する非課税口座廃止届出書を提出したとき 当該提出日。
- ② (省略)
- ③ お客様が当組合に対して、法第 37 条の 14 第 22 項第2号に定める出国届出書を提出したとき 出国の日。
- ④ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日。
- ⑤ 施行令第25条の13の5に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日。
- ⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき 当組合が定める日。
- ① お客様が 2021 年 12 月 31 日において 2017 年分の非課税管理勘定を当組合に設定しているが、同日において当組合に個人番号の告知をしていないことにより、令和 3 年度税制改正後の「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)」附則第 73 条第 6 項の規定に基づき、2022 年 1 月 1 日に「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされたとき 2022 年 1 月 1 日。

#### 第 17 条 (省略)

以 上

(2023年10月16日現在)